

郵便局データ活用アドバイザーボード (第6回) 議事要旨

- 1 日時：令和6年7月23日（火）10:00～11:15
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
谷川座長、庄司座長代理、板倉構成員、大谷構成員、下山構成員、長田構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー
山中日本郵政株式会社DX戦略部データガバナンス室長
五味日本郵便株式会社執行役員
芦田個人情報保護委員会事務局企画官
岡本内閣官房郵政民営化推進室副室長
杵浦デジタル庁参事官
 - ・ 発表者
浦口国土交通省住宅局住宅総合整備課長
二井国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長
 - ・ 総務省
牛山郵政行政部長、三島企画課長、折笠郵便課長
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討
 - ② 日本郵便におけるデータ活用に向けた取組
 - (3) 閉会
- 5 議事要旨
 - (1) 開会（事務局より開会の宣言）
 - (2) 議題
 - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討
（事務局より資料6-1に基づき、国土交通省より資料6-2に基づき郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について説明があった。）
 - ② 日本郵便におけるデータ活用に向けた取組
（日本郵便より資料6-3に基づき日本郵便の取組について説明があつた。）

た。)

③ 意見交換

(各構成員より以下のとおり意見があった。)

○庄司座長代理 ご説明の最後の、情報を提供、やり取りした後、どういうコントロールをするのかというガバナンスの部分が気になっている。提供を受けた地方自治体の側は、既にあるガイドラインなどによってしっかり管理するのだと思うが、郵便局の管理はどうかのお伺いしたい。

少なくともどこに、何を、どんな情報を提供したなどを記録すると思うが、そのほか、地方自治体に対して、管理体制はしっかりとしているのか、目的が終わった後の消去を確認するのか、ヒアリングはするのかなど、郵便局の側はということをするのか伺えればと思う。

○折笠郵便課長 現在も空家法に基づく情報提供を郵便局で実施しており、その取扱いは、地方自治体と日本郵便との間でどのように扱うのかを、あらかじめ国土交通省で整理し、それにのっとって行っている。今回、新しい類型を追加するに当たり、改めて具体的にどのように運用するかを、これから国土交通省、それから日本郵便とも話し合いながら決めていく形になる。

○浦口住宅総合整備課長 国土交通省は、具体的な運用の仕方を、郵便局と引き続き調整したいと思っている。地方自治体側の情報の取扱いについては、先ほど先生からもご指摘のように、空家法の指針やガイドラインに示しているけれども、今後とも個人情報保護法に基づいて適切に行う必要がある旨の周知徹底をしたいと考えている。

○庄司座長代理 あまりよろしくないというか、郵便局の側が積極的に集めて、自分でコントロールしている情報を提供するので、しっかり自分のところの情報を、どこに、どのように出して、どのように扱われているかは、コントロールしていただきたいが、それが詰まっていると、話が進まないと思う。繰り返し傷を掘り返すようだが、郵便局の情報管理というのは一度信頼を失っているところからスタートしており、そこは今明確な答えが欲しかった。

○折笠郵便課長 情報管理の在り方について、今の段階でしっかりと答えできなくて申し訳ないが、これから国土交通省、日本郵便と整理して、その扱いについては、また改めて報告させていただく。

○大谷構成員 基本的に、ガイドライン解説に記載される事例を今般の検討を踏まえて改めることについては、必要性があると認識している。ただ、今庄司先生からのコメントにもあったように、情報収集に伴うデータフローのガバナンスの在り方をどのようにすべきかということ

は、データを提供する側と、その受け手である地方自治体の双方にある。特に、想定される不利益は、資料にも掲出されているが、例えばDV被害者の情報などがDV加害者などに伝わってしまうトラブルが後を絶たない。新たに地方自治体が受け取る情報の取扱いの仕方なども含めて、より詳細にガイドライン解説にも述べられる必要があると思う。今回手直ししていただく予定の記述は、ガイドライン解説の第三者提供の制限における信書の他人の秘密に係る個人データの例外事例が幾つかある中で、事例1の部分を変更する内容になっているけれども、その提供をした後や、提供するときの各関係者のデータの取扱いに紐付いたより詳細な解説を、ガイドラインの中に入れて示すことによって、遵守されているかのチェックがしやすくなる効果もあると思う。国土交通省、総務省と、郵便局の関係者で検討して出来上がるデータフローのようなものと、その検証の仕方の細目も、ぜひこの解説の中に加えていただくように、また、ぜひこのアドバイザリーボードに付議していただくようお願いしたいと思う。

○折笠郵便課長 例えば今もガイドラインの事例4の弁護士照会のところには、多少手続面の記載もしており、ご指摘を踏まえ、このガイドラインの解説にどこまで書くのかという点も含めて検討し、こういう方向で取り扱うということ、改めてアドバイザリーボードにもご報告したい。

○浦口住宅総合整備課長 国土交通省も、今回の改正が認められた際には、この運用のための通知などを出すことも検討しており、そういった通知の中で、情報の管理取扱いについて、改めて徹底するように、地方自治体に対して通知をすることを考えている。

○森構成員 先ほどの庄司先生のご発言はごもっともと補足的に申し上げたい。今回コアな部分というのは信書の秘密との関係での利益衡量で、それはしっかりした適切な利益衡量をしていると思うが、ガイドラインの最終目標は信書の秘密をクリアするだけではなくて、全体として権利利益の侵害が起こっていないか、プライバシー侵害が起こっていないかを確保できないといけない。実は、先ほどご指摘の事後的な取扱いはプライバシー侵害の関係でも考慮される。例えばコンビニなどに防犯カメラを置いてユーザーの写真を撮り、それはプライバシー侵害だと訴えられたときに、どんなところを撮っているのか、当然のことながら、例えばお手洗いとかは駄目に決まっているけれども、売場で万引き等が発生していればどうかという、どこを撮ってどのような情報を取得しているかや、例えば防犯カメラ作動中と張り出しているか、こっそり撮っているかという、取得の仕方でも全然違ってくる。また、大した目的ではないのか、時々万引きが起こっていてそれをカメラで解決しているという、どういう目的かでも違ってくる。情報の性質と撮影の目的と撮影の方法は、当然プライバシー侵害のときに考

慮されるけども、それだけでなく、撮った画像を事後的にどう管理しているのか、どう扱っているのかも、裁判においてプライバシー侵害かどうかの判断基準になっている。今回の庄司先生のご指摘との関係でいうと、ある意味、ガイドラインとそれに基づく運用というのは、全国民からチャレンジを受ける立場にあり、嫌だという人も、プライバシー意識が非常に高い人もおられて、そんなことをしたらプライバシー侵害だと言ってくることは十分想定されるので、その際に、しっかり裁判所でも闘えるように、事後的な管理のところもビルトインした形のガイドラインにしておかれることを強くお勧めする。

○長田構成員 前回の会議で既に議論されたかもしれないが、今回のご提案で、特定空家だと、近隣にとって非常に危険な空き家になっている状態と考えると、その空き家に手入れに行けない条件の方々というの、かなりの割合で存在するのかなと想像している。様々な事情がある中で、空き家に手を入れられない、DV等から逃げている方も当然そうだと思うし、相続等で非常にもめている場合とか、様々なことが想定でき、そういう所有者に対して、こういうこともあり得るということをごきちん分かるように周知し、この仕組みを理解していただいて、かつ、それではとても困るということであれば、きちんとして手続が取れるということも周知していかないと、少し配慮が足りないようなケースも出てくるのではないかと心配をしているので、そこも、ぜひ分かりやすく国民の皆様にお伝えいただけるような仕組みを考えていただければよいかなと思った。

○浦口住宅総合整備課長 今のコメント、一般的な空き家の所有者の方々への、こういった取組の周知と申しますか、そういった面からのコメントと理解したけれども、我々も、そういった空き家の所有者等に対して、様々な媒体を通して、制度の周知や、既に制度としては固定資産税の課税情報等も利用できるようになっており、そういった様々な情報を活用したアプローチもあり得ることも含めて、広く空き家所有者に制度の周知ができるように、引き続き取り組んでいきたいと思っている。

○谷川座長 私からも一点ご質問させていただければと思うが、今日、事後の取扱いについてどうするのかは、運用方法はこれから議論をすとお答えいただいているが、既に空き家の情報は一部もう提供されていて、実際には運用ルールが存在していると思うが、今回の活用範囲の拡大に伴って運用方向を変更することを、ある程度今日の議論で想定されているのか。もしくは、追加的にレベルアップしていかないといけないという認識の下に、総務省、国土交通省の方々で議論されているのかどうか、そこを教えてくださいませんか。

○浦口住宅総合整備課長 国土交通省でつくっているガイドラインにつ

いては、基本的に第三者に対して本人の同意なく提供しないといったところは変える必要はないと思っているけれども、改めて、今回の様々なご意見を踏まえて、追記や見直し等を行うべきところがあるかどうかチェックしたいと思う。

また、先ほど申し上げたけれども、今回のこの措置を地方自治体に周知するに当たり、新たな通知を国土交通省から発出する予定にしておき、その中でも、様々な留意点等や、先ほど来ご指摘のある以後の情報の取扱いも含めて周知徹底をするような通知を発出したいと考えている。

○折笠郵便課長 今の時点で、具体的に何かというのはないが、今国土交通省からもございましたように、今回のご議論でいただいたご意見も踏まえて、これから検討したい。

○谷川座長 分かりました。そうしましたら、提供する情報の範囲の拡大については、特段異論出ないけれども、ガイドラインの中に、もう少し情報提供後の運用方法について精査いただきたいというご意見が多かったので、次回、引き続き、このご議論をお願いできればと思うが、よろしいでしょうか。
それでは、そのようにさせていただければと思います。

○五味執行役員 データの取扱いそのものについて、郵便局に厳しい目が向けられていると自覚を持つことが必要と考えている。データについては日本郵便業務のなかで集めたものであるところ、求めに応じて提供したらそれで終わりという話ではないのだろうと思っている。現在も情報の提供記録はとっているが、その後の追加的な措置としてどういうものが必要になってくるのか、手続き面における郵便局のフィージビリティも考慮しながら、総務省・国土交通省との議論に積極的に参加をする。適切な取扱い、郵便局に寄せられるデータの信頼性を確保していくことが重要な観点だと思っている。ここは肝に銘じて議論に参画していきたい。

○下山構成員 (資料6-3について) 信頼性を回復するためという点では、もちろんガイドラインをしっかりと整備すること、体制を整えることがあるが、もう一つは、しっかりと整合性の取れたデータを提供していくと管理体制がしっかりしている証明にもなっていくので、そこをぜひ進めていただきたい。先ほど国土交通省からもご説明があったように、完全なものをつくってからリリースでは、民間側のニーズのスピードに答えていけないため、たとえ不完全な状態であってもニーズに応じて段階的、先行的なリリースも検討いただくと、非常によいと思う。今回、データクレンジング、様々な検証もされるので、リリースのときはそういった前提条件を明確にされると、利用者側、特にエンジニア側は、不完全な部分や、何か不備がある状態であっても、ど

の部分を使えるという判断ができるようになる。ぜひ検証のプロセスもできるだけ分かりやすく整理したものを公開し、前提条件をしっかりと明示した上でリリースしていただくことをお願いしたい。

特に、全く別の組織で運用されていたデータを、組織間でコラボレーションするときに、恐らく様々な暗黙の運用ルールであったり、例えば、日本郵便のこれまでに蓄積され、運用の中で改正されてきたものや、内部の、どういう場合に変更して、どういうものに引き継ぐのかというルールといった様々な前提条件が、想定していたものと違うという困難も想定されると思う。検証をしっかりと修正や変更をしきれないものがあることも十分あり得るが、それを検証によって明らかにすること自体が非常に価値のあることだと思うので、プロセスをしっかりと明示することを重ねてお願いしたい。

- 五味執行役員 下山先生におっしゃっていただいたとおり、まだまだ課題があり、住所の正規化、データクレンジングの部分は、様々な表記の揺れもあり、困難なことも多い。今回の不動産IDの実証では、1住所1建物になっているところと、そうでない1住所複数建物になっているところは、郵政が内部で使用している識別コードを提供することにしているが、そうした提供形態が、ユースケースとマッチするのかは、見極めていく必要があると思う。郵便番号のデータは、このアドバイザリーボードでもいろいろご指摘をいただきながら、できるところから少しでも使いやすくするという取組みを展開する中で、ご好評をいただいていると認識している。私どもの中で閉じていたデータをオープンな形で、具体的なユースケースの中でご評価いただき、私どもの業務のやり方の見直しにもつなげて、よりデータの価値を上げていくサイクルにしていきたい。

今回も、具体的な実証の中で、使い勝手や利便性もフィードバックをいただき、どういうデータを生成すると、より価値のあるデータになるのかなどの検証にも使っていきたい。ご指摘のあったように、最初から完璧なものにはならないが、こういう形で生成されたデータで、こういったところに不備があるかもしれないというものも含めて、世の中にできるだけオープンな形で発信をすると、そのフィードバックの中で補正していく知恵も出てくるかもしれない。そういった対話を進めていく一環で、このような取組をやりたいし、デジタル庁と進めているベースレジストリの議論も進めていけるといいかなと思う。

- 二井不動産市場整備課長 おっしゃるように、何がうまくいって、何がうまくいかなかったかを明らかにすることで、逆にしっかりと使っただけかと思っており、今回、実証事業で使っただけ際には、この点は予定どおりになっている、この点は課題が出ているといった過程をお示しして、こういうデータなんだとしっかりと理解していただけるような形で実証を行っていきたいと思っており、引き続きご指導いただけたらと思う。

○長田構成員 質問として、(資料で)示されている赤で囲われている中の、001、002は、同じ住所に建物が別々であって、そこに住んでいるものがきちんと分かるようになるという理解で、例えば二世帯同居で、建物が一つで、世帯が別々で、税金などが全部別々という場合は、それは同じ一つのコードで処理されることになるのか教えていただきたい。資料のアパート、マンションの場合は、番号の下に部屋番号がついた形だが、二世帯同居の場合も別々に把握をされるのか、教えていただきたい。

○二井不動産市場整備課長 先生おっしゃったとおりで、基本的に不動産IDは、不動産ごとに番号を振るため、一つの建物に二世帯同居している場合には、その建物に一つIDを振るという形にしたいと思っている。

その上で、少しまたここから先の話になってくるが、不動産取引の現場を考えると、例えば集合住宅とかマンションになると、マンションの中の1つの部屋ごとに取引もされているので、最終的には、建物ごとにIDを整備した後に、最終的には、部屋ごとにも不動産IDを付与するところまで目指したい。まずは、二世帯住宅に関しては、建物に番号を振ることを確実にやっていきたいと思っている。

○大谷構成員 ご説明のあった不動産IDのユースケースについて、利用者にとっても利便性の高い仕組みの検証を進められており、これからのDXに極めて有用な取組だと思っている。

他方で、個人情報としての取扱いがなされており、例えば不動産事業者や、あるいは郵便局において、住所と、建物と併せて個人名で管理していることから、その一部は個人情報として管理されているデータの一部になってくると思うので、個人情報の中から不動産IDにつながる住所情報を切り出すといったときに、個人情報保護法との間でどのような整理をしているのか、過去に国土交通省でまとめられた資料があることは認識しているが、最近の整理の仕方について、どのように、特に日本郵便の中にある資料、データガバナンスのための内部資料なども蓄積されていると思うので、実証実験のために用意されているものも含めて、どのように整理されているのかを、まず簡単にご紹介いただければと思う。

○五味執行役員 大谷先生におっしゃっていただいたとおりで、典型的には連携イメージに投影している模式図になるが、ベースのデータとしては郵便を届けるために整備しているデータになるので、この場でも何度かご紹介させていただきましたが、個人まで紐付く形のデータ体系の中で持っているものになる。

このうち、個人名まで紐付かない形で、赤枠のところになるけれども、住所の情報と、その建物が特定できる情報を切り出して、一定高

度化して、国土交通省と連携することを考えており、おっしゃったように、個人データの一部を切り出すので、この部分も当然個人データの取扱いが必要になると考えている。

いわゆる配達原簿とか配達総合情報と言われるものとは別のデータとして切り出して、個人情報を含まないデータにした上で、それを連携していくやり方も含めて、複数の案で、国土交通省、総務省、ないしは個人情報保護委員会も含めて、最終的に幾つか確認が必要かなと思っている。今その具体的な連携の体系とか、実証段階でどこまでできるのか、その後の本格展開のときに、どういうデータベースまで整備していくのかという部分を、データの持ち方、連携の仕方、在り方、連携の際の暗号化というか匿名化も含めて、どういう方策が考えられるか、論点があり得るかを、複数案で、整理に着手をし始めたという段階であり、この具体的な進捗が見えたタイミングで、この場でまたご紹介させていただければと思う。

- 大谷構成員 一つのやり方に決めるのではなくて、複数の方法を含めて検討が進められていると理解した。

ご承知のことと思うけれども、容易照合性など、個人情報の範囲というのは非常に広く、また、その加工のための利用目的というの、適切に本人に示しながら取り組まないといけないため、常にデータガバナンスと利活用の仕方のどちらかが行き過ぎることがないように、バランスを取って進めていただくことを期待したい。

- 五味執行役員 ご指摘のとおり、非常に機微な情報を含むデータについて、容易照合性の観点も含めてどのように抽出・加工するのかという点、利用者に対してどういう形で、どんなことをアナウンスするかという点などデータガバナンスと利活用のバランスをしっかりと論点として意識しながら、この後の取組をしっかりと進めていきたいと思う。アドバイスありがとうございました。

- 板倉構成員 二つありまして、一つは、今、大谷先生からご指摘がありました。既にこの左側のデータは個人データであって、この赤い部分だけ切り出しても第三者提供になり、お聞きしていると、サンプル提供みたいになっていたので、今やっていることの適法化は、何らかの形で整理をつけておく必要がある。個人情報保護法27条でいえば、1項4号で、行政機関等の業務に、国の機関もしくは地方自治体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合があるので、それでやるならやることになるし、国土交通省から郵政にデータを出す方ももう既にやっているのであれば、不動産IDは全く個人情報データベース等でないということならまた別だが、そうであれば、法69条の行政機関等のいずれで出しているのかというのは整理する必要があると思う。前回、まだ協議の上という話だったが、既にやられているということなので、何ら

かの形で適法化することは考えていただく必要があると思う。

もう一つは、本格的にこれをやる際の話で、そもそも郵便とか宅配とかは、個人情報保護法上は委託になっており、本来的には書いてあるものを勝手に使ってはいけない。それとは別に、日本郵便は宅配をしながらつくったデータベースを有し、一応別かなど我々も何となく納得はしているが、本来的には、委託先のみでなくて、日本郵便やほかの宅配業者も、必要な範囲では使えるべきだというのが、私はあるべき姿だろうと思う。

本当は、郵便だけでなく宅配便も含めて勝手に使ってはいけないで、例えば郵便を出したときに、当たり前ですけど、使ってはいけない。しかし、日本郵便はそういうわけにもいかないから、自分たちで長年つくってきたデータが別にあるということで、そうかなと思うが、どっちなのかよく分からなくなっている。それはそのままにするのは、私はよくないと思っていて、立法して、DX化に必要な部分は使えろと、委託先だけどその範囲では使えるというのを、私は立法すべきだろうと思っている。国土交通省もいるからついでに言うと、これだけだったら、今言ったようなやり取りで例外を使ってやれるかもしれないが、本当はこれだけでなく、例えば、たまに日本郵便からも発表いただく配送の適正化とかは自分達でつくっているデータベースだけでは本当はできず、預かっているデータをいろいろ使いながらやる話であって、日本郵便に聞くのも酷な話だが、私はできるところ、やるべきところは、きちんと立法した方がよいと思う。

- 五味執行役員 板倉先生におっしゃっていただいたとおり、今、実証でやっている部分は、個別に国に要請をいただいて、個人情報保護法第27条に基づく形で整理すべく国土交通省とも相談していたところだが、個人情報保護委員会とも、しっかり読み合わせしておく必要があると思っており、ここは早急に、しっかり手当てをさせていただきたいと思っている。

あわせて、ご指摘のとおり、立法論について、私ども事業者から申し上げるのは非常に僭越な話だと思うけれども、このアドバイザリーボードでも以前にもご議論いただいたとおり、今回論点になっている郵便のデータのもともとの出どころは、送り主が自由に記述をしたもの。減っているとはいえ、年に約150億通近くのトランザクションがある中で、長年そうしたトランザクションの中で培われてきたもの。送り主が書いた本源的なデータを重なり合わせた原簿の一つ一つのデータの利活用の可能性や流用可能性は、原則論に戻っていけば戻っていくほど、内在的な制約があるというか、位置付けというのが、本源的にこの部分のデータのそもそもの在り方とか性質は何かという議論があると思う。

今そういう蓄積をされたものを内部利用も含めて利活用していくこと自体は、内部用途の中ではいいのしょうけども、これから本当にDXを図っていくとか、他事業者も含めて、座標情報を活用していく

ということでいうと、IDは皮切りになる非常に貴重なデータベースで、もっと価値を生み出せる可能性がある。そこで蓄積されたデータそのものを、これは立法論になるが、定義をし直した上で、利活用の可能性についても、必要な制約や規制を加えていくという形が、立法論としてはあるべき姿だろうなということが、事業者としても、価値を生む可能性についてご議論いただくのは、新たな事業の付加価値創出の可能性を生むものだとも思う。そういった観点も含めて、我々はユーザー側、事業者側ではあるが、どんなデータに可能性があるとか、どのような姿になるとよりスムーズになるとか、実証も含めてユースケースを示していく中で、総務省やほかの国の関係機関との議論にも積極的に参画していきたい。僭越ですけど、板倉先生と全く同じ感想を私も思っている。

○二井不動産市場整備課長 先ほど先生ご指摘のように、今回のサンプルの使用に関していうと、第三者提供の例外規定を用いて日本郵便から提供いただく方向で整理を進めている。

五味執行役員から資料の説明があったとおり、不動産IDを有用な形で整備できれば、世の中に広く使われることになるかと思うが、一方で、個人情報保護法で例外規定があるからいいということと、実際に国民が不安にならないかというのは、また別の議論だと思っており、こういったことで使っていることがきちんと国民に理解を得られるような形で、ルール整備をしたり、発信していくことが大事だと思っている。政府内で必要な調整が出れば、国土交通省としてもしっかりと役割を果たしていくつもりであり、またご指導いただけたらと思っている。

○谷川座長：次回の日程については、事務局より調整の上、連絡させていただきます。

(3) 閉会（谷川座長の宣言により閉会）